

1か月の利用者負担が高額になり、上限額を超えたとき

同じ月に利用した介護（予防）サービスの利用者負担の合計額（同一世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が高額になり下表の所得に応じた上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費等」としてあとから保険者（川西町）から支給されます。

初回支給を受けるには申請が必要です。川西町では、該当する見込みとなった方あてに「申請のお願い」及び「高額介護サービス費等支給申請書」を送付しています。届いた際は忘れず申請書を提出して下さい。（2回目以降は、初回に指定いただいた口座に自動的に支給します。）

※食費・居住費・日常生活費・教材代など、介護保険給付対象とならないものの利用者負担額は計算の対象に含まれません。

■利用者負担の上限額（月額）

利用者負担区分	上限額(世帯合計)
●現役並み所得者	
●課税所得 690 万円以上	140,100円
●課税所得 380 万円以上 690 万円未満	93,000円
●課税所得 145 万円以上 380 万円未満	44,400円
●一般（住民税課税で、上記3区分に該当しない場合）	44,400円
●住民税世帯非課税者等	24,600円
●合計所得金額※2 及び課税年金収入額の合計が年額 80 万円以下の人	15,000円(個人)
●老齢福祉年金の受給者	
●生活保護の受給者	
●利用者負担上限を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならないことを生活保護機関より認定された場合	15,000円(個人)

※2 「合計所得金額」は、「地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額」となります。